

埋蔵文化財 ニュース

発行所

奈良国立文化財研究所
埋蔵文化財センター
〒630 奈良市佐紀町
☎ 0742-33-2324

10

1977.11.11

CAO NEWS

Centre for Archaeological Operations

市町村における埋蔵文化財発掘調査等の現況

図1 1971～76年の発掘調査総件数



市町村における埋蔵文化財発掘調査等の現状調査アンケート

(都道府県 市町村)

以下の質問について、それぞれ回答欄に○印または空欄に回答を記入してください。

質 問 欄

回 答 欄

I 遺跡の有無について

- ア 貴管下に遺跡・埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」という）はありますか。
 イ 遺跡のある場合（Iアで1.あると答えた場合）貴管下に所在する遺跡は何件ですか。

I	
ア	1. ある 2. な い
イ	(件)

II 遺跡の発掘調査について

- ア 貴管下の遺跡について過去5年間に発掘調査がおこなわれたことがありますか。
 イ 過去5年間に発掘調査のおこなわれている場合（IIアで1.あると答えた場合）
 a 件数は何件ですか。
 b そのうち、市町村が調査主体となったのは何件ですか。
 c 市町村が主体となった発掘調査のための費用は
 1. 国または県の補助金を受けた市町村費
 2. 市町村単独経費
 3. いわゆる原因者負担
 4. その他

II	
ア	1. ある 2. な い
イ	a (件)
	b (件)
	1. (件)
	2. (件)
	3. (件)
ウ	4. (件)
	1. 2. 3. 4. 5. ()

- ウ 発掘出土品その他の資料が貴管下に保管されている場合、保管収納施設は以下のどれに該当しますか。
 1. 資料館・博物館などの恒久的施設
 2. 学校・公民館などの公共施設の一部
 3. プレハブなどの簡単な施設
 4. 民間の私宅等
 5. その他

III 遺跡の分布調査とそれに関連した事項について

- ア 貴管下で遺跡分布調査が実施されたことがありますか。
 イ 実施例のある場合（IIIアで1.あると答えた場合）それは次のいずれに該当しますか。
 1. 都道府県教育委員会の調査
 2. 市町村単独調査
 3. その他（調査主体の名称を記入）
 ウ 遺跡の詳細を記入した台帳類を貴市町村に備えていますか。
 エ 貴市町村で遺跡地図を作成し、印刷発行したことはありますか。
 オ 貴管下の遺跡について、現地に着板などをたてて標示していますか。
 1. すべて標示してある 2. 一部標示してある 3. 標示していない
 カ 標示している場合（IIIオで1、2と答えた場合）作製主体は
 1. 都道府県教育委員会 2. 市町村教育委員会 3. その他（作製主体の名称を記入）

III	
ア	1. ある 2. な い
イ	1. 2. 3. ()
ウ	1. 備えている 2. い ない
エ	1. ある 2. な い
オ	1. 2. 3.
カ	1. 2. 3. ()

IV 市町村史について

- ア 発行したことがある場合、その発行時は次のいずれに該当しますか。
 1. 戦前 2. 戦後 3. 戦前戦後にそれぞれ 4. その他
 イ ない場合、近いうちに発行する予定はありますか。

IV	
ア	1. 2. (昭和 年) 3. 4. ()
イ	1. ある 2. な い

V 埋蔵文化財発掘調査機構について

- ア 埋蔵文化財保護や発掘調査を担当している部局はどこですか。
 イ 埋蔵文化財の発掘調査を担当できるような専門職員はいますか。
 ウ 専門職員がいる場合（Vイで1.いると答えた場合）人員は何名ですか。
 エ 貴市町村には埋蔵文化財を包括した文化財保護に関する条例はありますか。

V	
ア	(部局名)
イ	1. いる 2. い ない
ウ	(職員) 名 (嘱託) 名
エ	1. ある 2. な い

VI 埋蔵文化財保護や発掘調査のなかで苦勞するのは次のどの点ですか。3つ選んで、その番号を回答欄に記入してください。

1. 調査費用の支弁
 2. 調査技術者の不足
 3. 土地所有者との折衝
 4. 諸開発事業との調整
 5. 遺跡保存に対する適切な判断
 6. その他 具体例を書いてください ()

VI

アンケートの趣旨・方法

埋蔵文化財センターでは、昭和51年11月、都道府県教育委員会に依頼して、全国の市町村教育委員会に照会し、各市町村における埋蔵文化財等に関する現状について、アンケート調査をした。当センターにおいては、各都道府県における埋蔵文化財関係の実態調査を、いろいろな角度から継続的におこなってきたが、今回は、調査対象を市町村に求めたのである。

埋蔵文化財保護のために市町村の果す役割りが極めて重要であることは、改めて言うまでもない。今回の調査結果をみても、90%以上の市町村が遺跡をかかえていることを自覚し、過去5年間におこなわれた発掘調査件数中、市町村が主体となって実施した調査が60%を超えていることにも、端的に示されている。

今回の調査は、こういった全国市町村における埋蔵文化財関係の実態をいくつかの側面から明らかにすることによって、今後に残された問題に対処するための資料にしたいと考えたものである。

調査に際しては、各市町村教育委員会はもとより、都道府県教育委員会文化財担当課の多大な協力を得た。厚く感謝の意を表するとともに、集計・整理に手間どり、報告の遅れたことを深くおわびする。

なお、市町村史に係る部分は既に『埋蔵文化財ニュース No.9』で報告済みである。併せて参照されたい。

回答状況と内容について

東京23区を含めた全国市町村総数3280のうち、3055市町村から回答があった。回収率は93%である。都道府県別にみた回収状況については右に表示した。全市町村から回答を得た都道府県は25で、過半数を超える。

回答内容についてみると、市町村の回答をそのままにして返送してきたもの、市町村の回答の誤りを都道府県が訂正したと判断できるもの、市町村の回答に合わせて県で検討した回答を併記したものの、三種類がある。

集計過程では、市町村の意識調査を目的とした部分、たとえば遺跡の有無、分布調査の有無など、については、市町村の回答に一部復原した。それ以外は、すべてアンケートの回答通りに集計した。

アンケート回収率一覧

	市町村数	回収総数	回収率(%)
北海道	212	212	100
青森	67	67	91
岩手	62	50	81
宮城	74	74	100
秋田	69	49	71
山形	44	44	100
福島	90	90	100
茨城	92	87	95
栃木	49	45	92
群馬	70	70	100
埼玉	92	92	100
千葉	80	80	100
東京	64	64	100
神奈川	37	37	100
新潟	112	112	100
富山	35	30	86
石川	41	41	100
福井	35	35	100
山梨	64	39	61
長野	122	116	95
岐阜	100	82	82
静岡	75	75	100
愛知	88	88	100
三重	69	69	100
滋賀	50	41	82
京都	44	42	96
大阪	44	44	100
兵庫	92	92	100
奈良	47	47	100
和歌山	50	50	100
鳥取	39	39	100
島根	59	59	100
岡山	79	78	99
広島	87	80	92
山口	56	54	97
徳島	50	35	70
香川	43	43	100
愛媛	70	70	100
高知	53	41	77
福岡	97	84	87
佐賀	49	49	100
長崎	79	67	85
熊本	98	98	100
大分	58	53	91
宮崎	44	44	100
鹿児島	96	68	71
沖縄	53	33	62
総計	3,280	3,055	93

遺跡の有無と分布調査

遺跡の有無と遺跡件数

「遺跡がある」と回答した市町村数は2765、「遺跡なし」が272で、圧倒的多数の市町村が遺跡をもつと自覚している。

今調査で集計した遺跡数は176,892個所以上で、回答のなかった市町村を考慮すると、200,000に近い数字となろう。これは、50年度に埋蔵文化財センターがおこなった調査による204,721にほぼ一致する（『埋蔵文化財ニュース』No.3参照）。

分布調査実施率（図2-1・2 図3）

「分布調査が実施されたことがある」市町村は2202,72%である。819市町村、32%が分布調査なしと回答してきたわけだが、実際にはすべての県かすでに分布調査を実施しているにもかかわらず、「無」の回答をしてきた市町村がこのように多数にのぼるのは興味深い。

市町村独自の企画によって分布調査をおこなった例は27%を占める。

遺跡の有無の項で「遺跡なし」と答えた272市町村における分布調査実施率は16%で、極めて低い。これら市町村のうちには、遺跡が存在しながらそれを掌握していないものもあるだろうし、また分布調査の徹底によって遺跡数が増加してきた経過を考慮すると、今後遺跡のない市町村でも、地域に密着した詳細な分布調査をおこなえば、遺跡が発見される可能性が高い。

遺跡台帳と遺跡地図（図2-6・7）

分布調査をした結果、遺跡台帳類がどの程度備えられているだろうか。

アンケートでは1507市町村が「台帳類を備えている」と回答してきている。2202市町村が分布調査をしているから、その半数以上が台帳を備えていることになる。

遺跡地図に関しては、すでに「全国遺跡地図」や県による遺跡地図が作られている事情もあってか、各市町村で印刷・発行したことがあるのはわずか424市町村に過ぎない。824市町村が単独で分布調査をおこなっているにもかかわらず、遺跡地図を発行している市町村数はこれを大幅に下回っている。こういった点からすると、市町村が備えていると回答した台帳の水準が今後検討するべきものになるだろう。

遺跡の標示と活用（図2-4・5）

周知の遺跡や発掘調査後の遺跡に看板などを立てて標示することは、遺跡の活用として重要な意味をもっている。

アンケート結果では、151市町村がすべての遺跡を標示、1302市町村が一部の遺跡について標示していると回答してきている。全く標示していない市町村は1296で、42%を占める。

作製主体をみると、市町村が主体となって作製したという回答は1298で、82%を占め

る。グラフでは合計数1587となり、標示している市町村総数1453よりも多いが、1市町村で都道府県等により標示した遺跡と市町村が標示した遺跡のある場合が含まれるためである。

すべての遺跡を標示していると回答してきた市町村の遺跡数をみると、1～5件が49、6～10件が23、11～50件が39、51～100件が8、101件以上が8、不明が24市町村となる。市町村が確認している遺跡数が実際の件数よりもはるかに少ないばかりが多くあり、すべてを標示している市町村数はこの数字よりも低くなる。

遺跡数が多く、なおかつすべての遺跡について標示している市町村では、静岡県磐田市581件、兵庫県加古川市288件、熊本県城南町200件などがある。

文化財保護条例

文化財保護条例のある市町村1746、ないところ1123である。

昭和50年10月の文化財保護法改正を契機に、文化財保護条例を定めることが推進されているので、現在ではこの数字はさらに増大しているであろう。

図2-1 全国市町村の分布調査実施率 市町村数3,055



図2-2 "遺跡がない"と回答した市町村における分布調査実施率 市町村数295



図2-3 発掘出土品を保管収納しているところ



図2-4 遺跡の標示状況



図2-5 標示してある場合の作製主体



図2-6 市町村における遺跡台帳備えつけ状況



図2-7 市町村における遺跡地図印刷発行状況



図3 分布調査実施状況

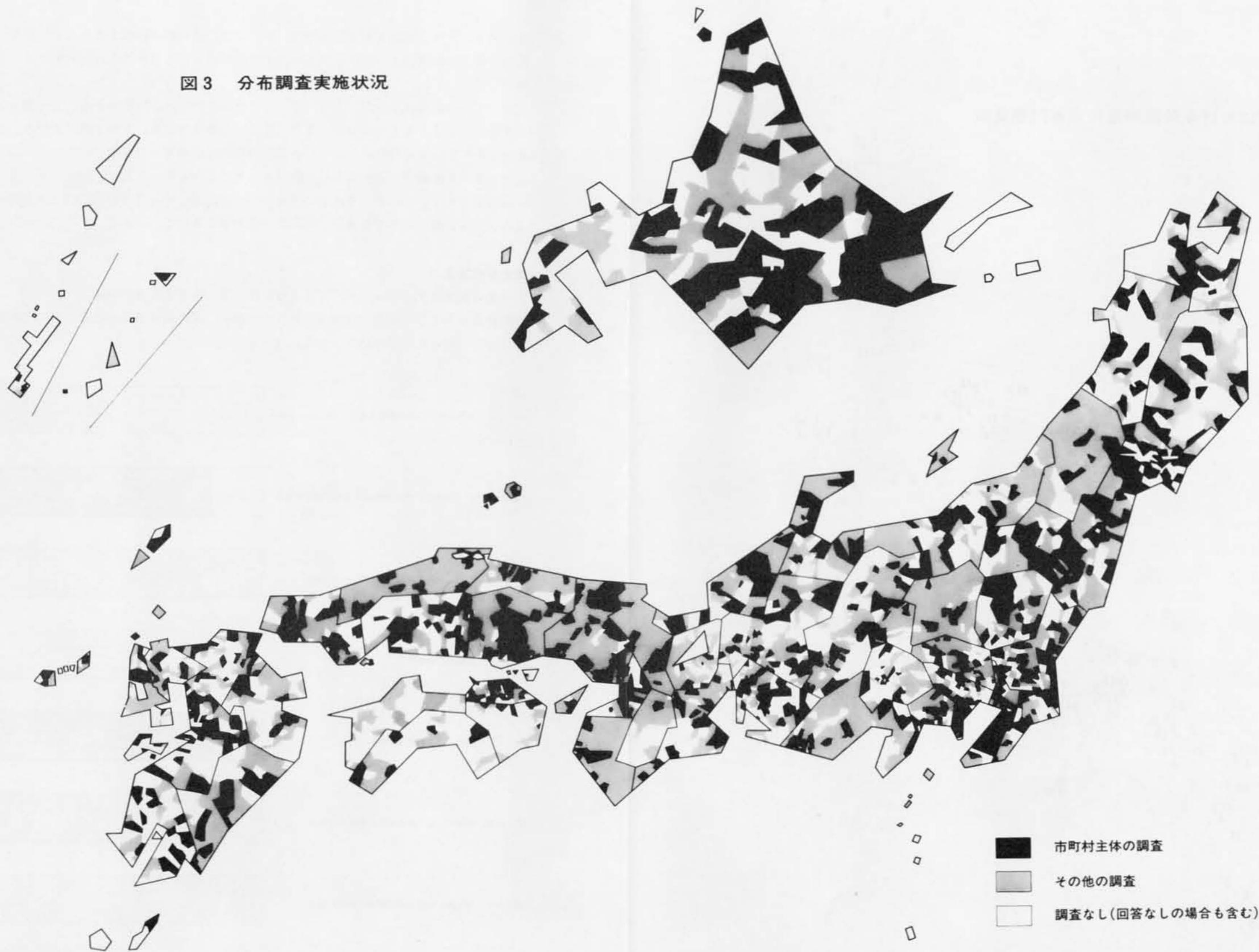


図4 市町村における発掘調査担当専門職員数



発掘調査

発掘・調査件数（図1参照）

過去5年間に発掘・調査がおこなわれたことのある市町村は1493である。全市町村の半数に満たない。県別にみた調査件数を表紙に図示した。ただし、アンケートの趣旨は発掘をともなう調査件数を調べる点にあったが、回答には文化財保護法にもとづく発掘届出件数が記入されたと推定できる例も多かった。

「発掘・調査あり」と回答した市町村は、当然、都市部およびその周辺に集中する傾向をみせ、山間部での発掘件数は少ない。山間部での発掘例は、「中国縦貫道」など、道路が新設されるその路線沿いの市町村で顕著である。

発掘総件数は8770にのぼり、このうち市町村が主体となった調査は5401件、62%を占める。

5年間で1000件を超えたのは京都市と大阪市で、京都市のばあい、そのうち82%が市が主体となった調査であった。ただし、この両市のばあい、そのうちには立会い調査の件数がかなり多く含まれよう。

発掘件数が多く、しかもその中で市町村主体の調査が占める割合の大きいところとしては、福島県84%、岐阜県95%、静岡県84%、愛知県92%、三重県82%、兵庫県89%、鳥取県81%がある。高知県は94%と高い比率を示すが、全発掘件数がわずか18件なので、比較しにくい。逆に、市町村主体の発掘調査が少ない県としては、奈良10%、広島27%がある。

経費

市町村が主体となって発掘調査をしたばあいの経費は、市町村が単独で歳出しているものが最も多く43%を占め、ついで原因者負担が33%である。

発掘調査担当機構（図4）

担当部局は教育委員会、社会教育課、文化課、文化係、文化財係、事務局がふつう、ほかに博物館、郷土館、公民館が担当している市町村もかなりある。同じ教育委員会でも、文化体育課、総務部、企画調整課、同和教育課が担当する例もいくつかある。

文化財課、文化財係、文化財保護係を設置したところは、北海道3、福島1、栃木1、埼玉1、東京1、神奈川5、長野1、岐阜1、愛知1、滋賀1、大阪2、兵庫1、和歌山2、山口1、福岡5、熊本1、沖縄1の29市町村にとどまっている。

職員・嘱託にかかわらず、発掘調査を担当できる専門員がいる市町村は268で、市町村総数の1割にも満たない。内わけは職員353名、嘱託153名、合計506名となる。1市町村で多くの専門員がいるのは、福岡市の15名を最高に、藤枝市7名、千葉、京都、神戸各市の6名と続く。68%の市町村では職員・嘱託のいずれか1名しかいない。発掘調査件数中の62%が市町村主体であったが、これはあくまで経費などの面で、調査の大半は都道府県職員の手を借りたり、特別に調査団を編成しておこなわれているのが実情であろう。なお、京都市

図5 発掘出土品を、資料館・博物館などの恒久的施設に保管収納している市町村

- 北海道 函館市 小樽市 旭川市 釧路市 北見市 夕張市 岩見沢市 網走市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 赤平市 紋別市 名寄市 滝川市 富良野市 恵庭市 伊達市 当別町 浜益村 松前町 福島町 戸井町 尻内町 砂原町 江差町 上ノ国町 稚内町 京極町 岩内町 余市町 長沼町 雨竜町 上川町 東川町 下川町 美瑛町 中川町 湧別町 東川町 斜里町 小清水町 置戸町 留辺蘂町 常呂町 上湧別町 湧別町 日高町 平取町 紋別町 静内町 三石町 中標津町 滝川町 様似町 清水町 広尾町 滝崎町 厚岸町 標茶町 阿寒町
- 青森 弘前市 八戸市 板柳町
- 岩手 盛岡市 大船渡市 北上市 陸前高田市 江釣子村
- 宮城 一泊町 迫町
- 秋田 秋田市 鷹巣町 昭和町 雄和町 千畑村
- 山形 会津若松市 酒巻川市 相馬市 田島町 石川町
- 茨城 日立市 土浦市 吉河市 石岡市 十王町 鉾田町 八潮町
- 栃木 野木町 大平町 小川町
- 群馬 藤岡市 吉井町 月夜野町
- 埼玉 浦和市 行田市 秩父市 入間市 富士見町 皆野町
- 千葉 千葉市 船橋市 市川市 野田市 流山市 小見川町
- 東京 世田谷区 渋谷区 北区 板橋区 練馬区 足立区 八王子市 青梅市 調布市 町田市 東村山市 新島本村 八丈町
- 神奈川 横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 座間市 湯河原町
- 新潟 長岡市 新発田市 加茂市 豊栄市 安田町 京ヶ瀬村 水原町 巻町 黒崎町 下田村 与板町 入込瀬村 須城村 相川町 小木町
- 富山 富山市 高岡市 魚津市 平村 上平村 利賀村 井波町
- 石川 小松市 加賀市 穴水町
- 福井 福井市 武生市 小浜市 上中町
- 山梨 甲府市 都留市
- 長野 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 塩尻市 川上村 軽井沢町 下諏訪町 富士見町 高遠町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 穂川村 三郷村 小布施町
- 岐阜 高山市 各務原市 関ヶ原町 揖斐川町 大野町 明方村 可見町 坂下町 河合村 神岡町 上宝村
- 静岡 静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 磐田市 伊豆長岡町 戸田村 韮山町 新原町
- 愛知 瀬戸市 小牧市 岩倉市 東海市 知多市 半田市 岡崎市 豊田市 豊橋市 吉良町 田原町 一宮町 作手村 設楽町 東栄町 津具村
- 三重 四日市市 桑名市 尾鷲市
- 滋賀 安土町
- 京都 京都市 舞鶴市 久美浜町
- 大阪 大阪市 高槻市 枚方市 交野市 東大阪市 河内長野市
- 兵庫 神戸市 尼崎市 伊丹市 豊岡市 加古川市 村岡町 生野町
- 奈良 和歌山市 橋本市 高野町
- 和歌山 和歌山市 橋本市 高野町
- 鳥取 倉吉市 佐治村 泊村
- 島根 松江市 安来市 玉湯町 大社町
- 徳島 津和野町



- 岡山 倉敷市 笠岡市 邑久町
- 広島 尾道市 因島市 吉田町 八千代町 高宮町 瀬戸田町 久井町 神石町 豊松村 東城町 比和町
- 山口 下関市 宇部市 萩市 阿武町
- 徳島 美馬町
- 香川 高松市 丸亀市 善通寺市 津田町
- 愛媛 西条市 川之江市 美川村 五十崎町 宇和町 城川町 中島町
- 高知 安芸市 中村市 本川村 東津野村
- 福岡 北九州市 福岡市 大牟田市 直方市 田川市 豊前市 春日市 須恵町 前原町 大平村
- 佐賀 唐津市 伊万里市 呼子町 有田町
- 長崎 長崎市 佐世保市 大村市 福江市 平戸市 外海町 国見町 宇久町 世知原町 壱浦町 勝本町 前原町 崎村
- 熊本 熊本市 宇土市 泗水町 西原村
- 大分 大分市 日田市 臼杵市 国東町 安岐町
- 宮崎 崎城市 西都市 えびの市 諸塚村 五ヶ瀬町
- 鹿児島 西之表市 坊津町 高尾野町 加治木町 笠利町
- 沖縄 石垣市 読谷村

のように財団法人「京都市埋蔵文化財研究所」を設立しているところもある。

出土品の保管（図5）

出土品の保管収納についてみると、圧倒的に高い比率を示すのが、学校・公民館などの公共施設の一部に仮収納しているばあいである。1268市町村、58%がこの部類に属す。ついで資料館・博物館等の恒久施設に保管・展示しているところが431市町村、20%ある。以下、民間の私宅、プレハブという順でつづく。発掘担当者が自宅に保管しているという状況がなお存在しているところもある。

埋蔵文化財保護・発掘調査における苦労点

5項目中3項目を選択する方式であったが、実際には5項目すべてを回答した市町村もあり、また無回答のものも相当数あった。

項目別回答数の内わけは、「調査費用の支弁」1974、「調査技術者の不足」2052、「土地所有者との折衝」1099、「諸開発事業との調整」1039、「遺跡保存に対する適切な判断」1006、「その他」133であった。

調査技術者の不足が第1位を占め、先述した職員の有無と照してみても、現状を端的にあらわしている。職員のいる市町村に限ってみると、第1位は予算の不足、第2位が開発事業との調整で、調査技術者に関しては第3位になっている。それでもなお、過半を超える市町村がこの項目を選んでいることは、職員有の市町村といえどもなお不足しているという事情を反映している。

第2位は調査費支弁の困難な点が占め、ほかの3項目はほぼ同数である。

その他に回答したもののうち、具体例を掲げたものをみると、最も多いのは職員の不足を訴えるものであった。文化財担当の人員は、多くのばあい兼務であり、史跡の管理さえまならぬという実情が窺える。つぎに住民に対する啓蒙のむつかしさを挙げたものが多い。中には、施政者自身が文化財に対する理解を欠くとの指摘もあった。

いっぽう、発掘調査はなんとか実施できても、出土品の整理・保管にあてる場所の不備と技術者の不足を嘆く声もある。また、報告書作製の経費がない、調査期間が限られるため十分な調査ができにくい、発掘作業員を集めにくい、調査員の宿泊・食事が困難である、盗掘に悩まされる、等々の記載があった。

報告書寄贈のお願い

年々生み出される埋蔵文化財関係の情報は膨大な量に達し、すべての情報に接することは誠に困難だと言わざるを得ません。特に発掘調査報告書は年間800冊以上も刊行され、入手し難いところがあります。

当センターでは、将来、すべての関係者に活用いただけるよう、報告書類を蒐集集中です。貴市町村におきましても、当センターの業務を御理解のうえ、報告書出版のおりは、是非とも寄贈下さるようお願い致します。

